

通達甲(警. 教. 術 3)第 1 号

平成 24 年 3 月 13 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

## ○ 警視庁自動車運転技能検定期程の全部改正について

[沿革] 平成 28 年 9 月 通達甲(副監. 総. 企. 組)第 15 号改正

このたび、警視庁自動車運転技能検定期程(平成 13 年 3 月 23 日訓令甲第 9 号)の全部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなったので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁自動車運転技能検定期程の運用について(平成 13 年 3 月 23 日通達甲(警. 教. 術 4)第 2 号)は、廃止する。

### 記

#### 第 1 改正の要点

- 普通技能検定が緊急走行の可否によって区分され、普通技能検定 A 級と普通技能検定 B 級とに改められた。
- 検定合格者の特例が新設された。

#### 第 2 運用上の留意事項

- 第 3 条関係(委員会)
  - 検定事務の区分は、次のとおりとする。

ア 普通技能検定

(ア) 運転技能の審査 教養課長

(イ) 心理適性検査 健康管理本部長

イ 自動二輪技能検定

(ア) 運転技能の審査 交通執行課長

(イ) 心理適性検査 健康管理本部長

(2) 安全運転訓練の区分は、次のとおりとする。

ア 普通技能検定に合格した職員 教養課長

イ 自動二輪技能検定に合格した職員 交通執行課長

(3) 教養課長及び交通執行課長は、検定員としての適性を有すると認められた職員を委員長(教養課自動車運転指導係経由。以下同じ。)に報告するものとする。

2 第4条関係(検定の種目)

(1) 自動二輪車とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に定める大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。ただし、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。

(2) 交通取締用自動二輪車とは、専ら交通取締りに使用する自動二輪車をいう。

(3) 緊急走行とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車として走行することをいう。

3 第5条関係(検定の実施)

検定を行った委員は、検定終了後速やかに、その結果を委員長に報告するものとする。

4 第7条関係(合格証書の授与)

委員長から合格証書の送付を受けた所属長は、速やかに検定合格者にこれを交付するものとする。

5 第8条関係(運転資格)

所属長は、普通技能検定B級に合格した所属職員に緊急走行をさせ、又は検定合格者以外の所属職員に警察車両の運転及び緊急走行をさせたときは、「警察車両運転承認簿」により、その経緯を明らかにしておかなければならない。

6 第9条関係(合格者の特例)

- (1) 道府県警察から警視庁に特別に採用された職員に係る上申は、「警視庁自動車運転技能検定審査上申」により行う。
- (2) 検定合格者とみなすかどうかの決定は、道府県警察で合格していた検定等の内容、運転経験等を審査して行う。
- (3) 前(2)による審査の結果は、「警視庁自動車運転技能検定審査結果について」により通知する。

#### 7 第 10 条関係(合格の取消し等)

- (1) 責任の重い交通事故とは、職員が第一当事者となる交通事故をいい、次の事故の区別を問わない。
  - ア 物件事故と人身事故との区別
  - イ 公務中の事故と私用中の事故との区別
- (2) 委員長への報告は、「警視庁自動車運転技能検定合格の取消事由報告」(交通事故のときは、警視庁交通事故取扱規程(昭和 37 年 7 月 18 日訓令甲第 17 号)別記様式第 6 の「交通事故報告」の写しを添付)により行う。
- (3) 合格の取消しの通知は、「警視庁自動車運転技能検定合格の取消決定について」により行う。
- (4) 合格の取消しを受けた職員は、取消日から起算して 1 年を経過した後でなければ、検定を受けることはできない。

#### 8 第 11 条関係(安全運転訓練等)

- (1) 安全運転訓練は、交通事故の再発防止を図るための運転操作、交通関係法令等の教養訓練のほか、運転技能の審査を行い、期間は 1 日とする。
  - (2) 再度の検定の通知は、「再検定の実施について」により行う。
  - (3) 再度の検定の結果の通知は、「再検定結果について」により行う。
-

